

# 新たな開発協力大綱に基づく インフラの海外展開に向けて

2023年6月、わが国の開発協力の指針を示す開発協力大綱(以下、「大綱」)が約8年ぶりに改定された。大綱が策定された2015年以降、気候変動や感染症といった地球規模課題の深刻化や米中摩擦、さらにロシアのウクライナ侵略などによって、国際情勢は大きく変化した。資源エネルギーや食料価格の高騰は、各国・地域の格差拡大を加速させ、

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、「誰一人取り残さない」ことを基本に、サステイナブルな社会の実現を目指す必要があります。高まっています。こうした状況に対応するにあたり、わが国は、開発協力を外交の最も重要なツールの一つと位置付け、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献し、国際的な存在感を向上させ

せる必要がある。また、公的資金を触媒として活用し、開発協力への参画を通じて新規市場を開拓・創造し、経済安全保障を確保しながら、わが国経済力の強化につなげていくことが求められる。経団連は、政府による大綱の改定にあたり、意見の公表やパブリックコメントへの対応などを行ってきた。これらを踏まえ、以下に新

副会長  
開発協力推進委員長  
日本電気特別顧問

**遠藤信博**

えんどう のぶひろ



副会長  
開発協力推進委員長  
三井物産会長

**安永竜夫**

やすなが たつお



大綱への期待を述べる。

## 開発協力を通じたFOIPの具体化

2016年にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)において、安倍晋三首相(当時)が「自由で開かれたインド太平洋(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」を提唱してから約7年が経過した。この間、世界秩序に対する様々な挑戦が顕在化し、「法の支配」や「自由」等を重視するFOIPの推進は、一層重要性を増している。

こうした現状認識に基づき、経団連は先の意見において、開発協力を通じてFOIPの理念を具体化することが重要であると指摘しており、新たな大綱にも同趣旨の記載が盛り込まれたことは意義深い。FOIPのビジョンのもと、具体的な取り組みとして、「各国における法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重等のため、法令の起草支援や制度整備支援、人材育成等の法制度整備支援」を行う旨が明記されたことを評価したい。

今後定められる地域別・国別開発協力方針

や、開発協力の具体的な取り組みにおいて、こうした理念が貫徹されることが重要である。日本企業としても開発協力への参画を通じ、ホスト国・地域における平和と繁栄の構築に貢献していくことで、経済安全保障を含むわが国の国力の強化につなげていきたい。

## 適切な管理を通じた「インフラ」整備を推進

グリーントランスフォーメーション(GX)やデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、サプライチェーンの強靱化・多様化、感染症リスクに鑑みたグローバルヘルスの充実などを含め、今後、世界ではインフラ整備

顕在化している。

新たな大綱では、相手国・地域の債務の持続可能性に十分配慮し、開発協力を行うとしている。また、わが国は、海上・航空等の安全管理、防災・強靱化技術、気候変動・環境の対応に資する都市開発、安全・安心な交通システム、ユーティリティ関連等のインフラ整備と制度整備に強みを有する。これらのハード面での知見と経験を存分に活用し、運営・維持管理(O&M)への関与、人材育成等による連結性の強化などソフト面での協力を組み合わせることにより、相手国・地域におけるインフラ整備の推進、民間企業の円滑な事業展開、ビジネス環境の整備などに取り組むことが明記された。

こうしたインフラの整備は、わが国企業の強みであるとともに、他国による開発協力と差別化を図るうえでも重要である。新たな大綱に基づき、開発協力が、ハード・ソフト両面でのインフラ協力を効果的に組み合わせ、連続性と持続性をもって実施されることを期待する。

対する莫大な投資が見込まれる。「質の高い成長」を実現するためには、インフラ投資を適切な管理のもとで推進していくことが求められる。しかしながら、近年、インフラ整備のために過大な融資を受けた国・地域が、経済環境の変化等に対応できず、返済困難な状況に陥る、いわゆる「債務の罠」の問題が

## 提案型アプローチの鍵を握る 官民連携

ホスト国・地域においてインフラ整備を着実に実施するためには、個別プロジェクトへのアプローチにとどまらず、官民連携によって、経済発展戦略を含むプロジェクトの上流から下流までの情報を網羅的に把握することが必要である。また、状況に応じて、複数のプロジェクトに横断的に取り組む提案型アプローチが、より効果を発揮する場合もあるだろう。

改定前の大綱においても、「相手国からの要請を待つだけでなく、(中略)わが国から積極的に提案を行うことも含め、(中略)対話・協働を重視する」と記されていたが、新たな大綱では、一歩踏み込んで「日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、積極的に提案していくオフター型協力を強化する」旨が盛り込まれた。わが国がオフター型協力を行うにあたっては、ホスト国・地域の成長戦略やニーズを的確に把握し、共に発展していく

パートナーとしての位置付けを確立する必要がある。新たな大綱にも、開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創がうたわれており、ホスト国・地域の政府と共に考え、意思疎通を図る努力が一層重要になっている。案件形成に向けて、民間も参画する政策対話等を開催し、成長戦略やニーズに関する理解を深め、政策実現に向けたプロセスの共有を図るなど、官民一体となった一層の連携強化と具体的な取り組みを求めたい。

### ホスト国・地域のニーズに則した、柔軟かつ効率的・迅速な開発協力を

新たな大綱では、開発協力のプロセスについて、開発のニーズに則した柔軟かつ効率的な協力の実施、時代のニーズに合わせた迅速な協力の実施が盛り込まれた。開発協力案件の形成・実施にあたっては、よりスピード感のある柔軟な手法を取り入れることで、ホスト国・地域のニーズに迅速に対応することが重要である。その際、ホスト国・地域が必要とするインフラ整備を推進していく視点が欠

かせない。

経団連としては、今後の制度改善などを通じて、①入札に至るプロセスの簡素化・短縮化、②ホスト国・地域のニーズを迅速に把握し、共有する仕組みの整備、③複数年にわたる毎年サービス費用を拠出する仕組みなどの構築——を強く期待する。

これまで日本企業は、質の高い製品・サービス、人材育成等を通じた開発協力を実施し、ホスト国・地域から高い信頼を獲得してきた。複雑化し、不透明感を増す国際社会において、開発協力を通じたサステイナブルな社会の実現に向けて、日本企業の果たす役割は一層重要になっている。開発協力を官民一体で戦略的に推進していくため、経団連は、日本政府・関係機関はもちろん、国際機関や国際開発金融機関(MDBs)への働きかけや対話などを継続し、ホスト国・地域の社会課題の解決に取り組んでいく。

(注) 開発協力大綱の改定に関する意見(2022年12月13日)  
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/103.html>